

周木地域 地域づくり計画書

‘あたたかい 笑顔あふれる 元気な周木’



平成24年 2月作成
平成29年 3月改定
令和3年 3月改定
令和5年 3月改定

周木ビリ島むらおこし会

目次

1. これからの地域づくり	・・・	P1
2. 私たちの地域のすがた	・・・	P2
3. 地域の課題	・・・	P11
4. 地域づくり目標・基本方針・事業計画	・・・	P12
周木地域 地域づくり目標		
生活環境分野	・・・	P13
文化教育分野	・・・	P15
健康福祉分野	・・・	P17
地域安全分野	・・・	P19
5. 組織体制	・・・	P21
周木ビリ島むらおこし会組織図		
周木ビリ島むらおこし会規約	・・・	P22

1. これからの地域づくり

西予市では、平成23年4月より「自分たちの地域は、自分たちの手で！」を基本理念として、自主・自立の地域づくりを推進するために、地域発「せいよ地域づくり」事業がスタートしました。この事業は、市内27の地域づくり組織に対して市の権限と財源の一部を移譲して、それぞれの地域で地域課題の解決や地域の活性化につながる事業に取り組み、地域とそこに暮らす住民が主役の地域づくりを行うものです。従来は、まちづくり・地域づくりは行政が行うものというイメージがありましたが、この事業の開始により、個人でできることは個人で行い、個人でできないことは地域が行い、地域でできないことは行政が行うといった「補完性の原理」に基づいて地域と行政の役割分担を進めながら、地域が主体となった地域づくりが進められてきました。

私たちが住んでいる周木地区においては、平成23年5月に地域づくり組織を設立し、「周木ビリ島むらおこし会」としての活動が始まりました。本会では、地域の課題や問題を明らかにし、住民みんなでそれを共有し、住民のみなさんが積極的に事業やその他の活動へ参画することで地域課題の解決や地域の活性化へつなげ、みんなが笑顔で生活できる地域づくりを目標としています。

現在、事業スタートから十数年が経過しましたが、西予市では、令和5年4月から公民館を「地域づくり活動センター」に移行し、これまで以上に住民の多様なニーズに沿ったまちづくりや地域の主体的な地域づくりを進めることとしています。本会としても、住民と行政の協働の場となる地域づくり活動センターと連携して、これまで以上に周木地区の活性化に取り組みたいと考えています。

実際に活動を進めるにあたり、地域の将来像や課題解決のための事業計画等を載せた「地域づくり計画書」を策定しています。地域づくり計画とは、住民自らが自分たちが暮らす地域の課題と地域が目指すべき方向を明らかにし、魅力ある住みよい地域をつくるために自ら策定する地域づくりの指針のことで、地域づくりのために何が必要で、何をすべきかを地域で計画・実行することで、地域課題の解決や地域の活性化へつなげることを目的としています。

今回、地域づくり交付金制度の改正及び地域づくり活動センター運用開始に伴い、行政との協働をこれまで以上に推進し、地域が抱えている課題を解決するため、今後5年間で取り組むべき事業計画を載せています。この計画を周木地区の地域づくりの指針として活動したいと考えていますが、社会情勢の変化等により新たな地域課題が発生することも考えられますので、必要な見直しを行いながら実施していく予定としています。

周木地区の将来が明るく、魅力にあふれ、みんなが笑顔で生活できるよう地域住民一丸となった地域づくりを進めましょう。

2. 私たちの地域のすがた

(1) 位置と現況

西予市三瓶町周木地区は、西予市の西部(北緯33度22分34秒, 東経132度23分21秒)に位置しており、西側は宇和海に面し、背後の山々は海岸近くまで迫り、平地が少ない典型的なリアス式海岸地形の地域です。海岸近くの平地に民家が密集し、背後の山の斜面には段々畑が広がっており、四季を通して温暖な気候に恵まれています。

また、西予市の中心部からは約19km、車で30分ほど、三瓶の中心部からは約6km、車で10分ほどの位置にあり、地域住民にとって海岸線に沿って走る国道378号が、地域外とを結ぶ唯一の生活道路となっています。

地区の人口は昭和55年には1,181人でしたが、平成23年には645人に、平成28年には544人と半数以下まで減少し、令和4年12月末時点では462人にまで減少しています。また、高齢化率は59.5%となり、6割近い住民が65歳以上となっています。周辺地域と同様に過疎と少子高齢化の問題を抱えていますが、住民のまとまりがあり、元気な高齢者も多い地域です。



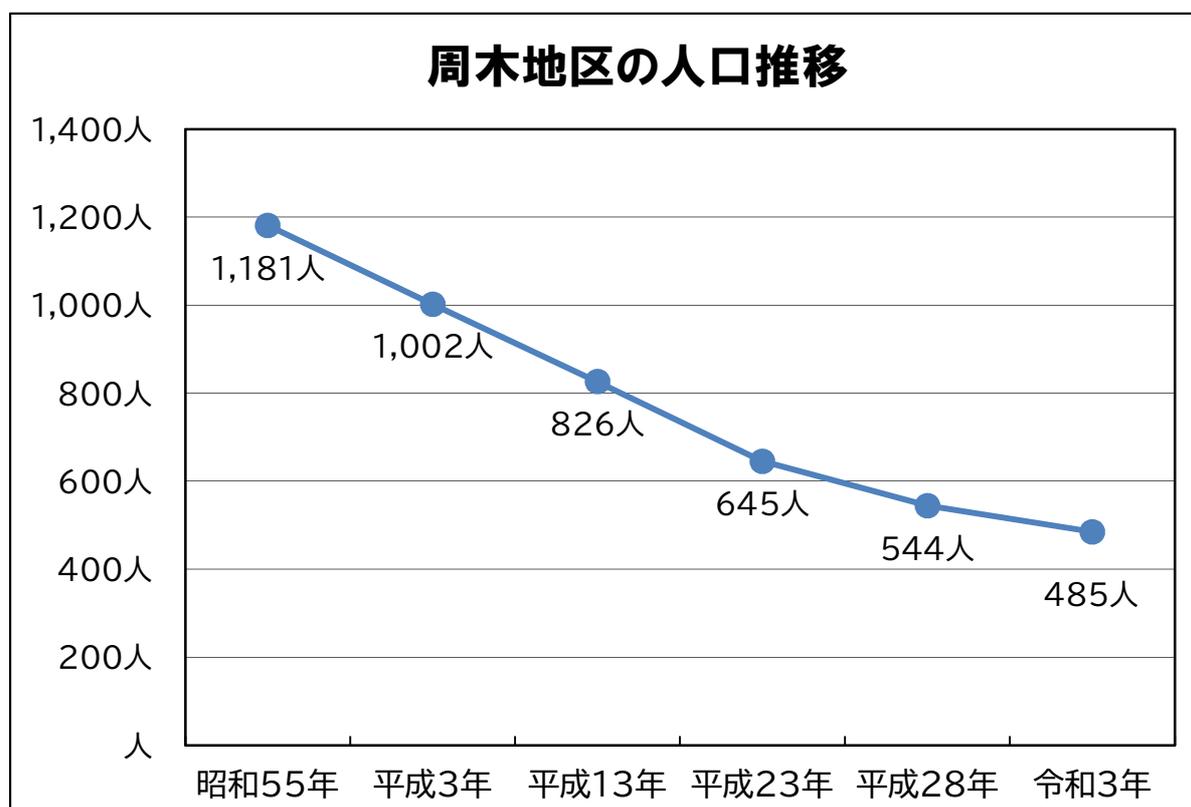
(2) 人口の推移と構成

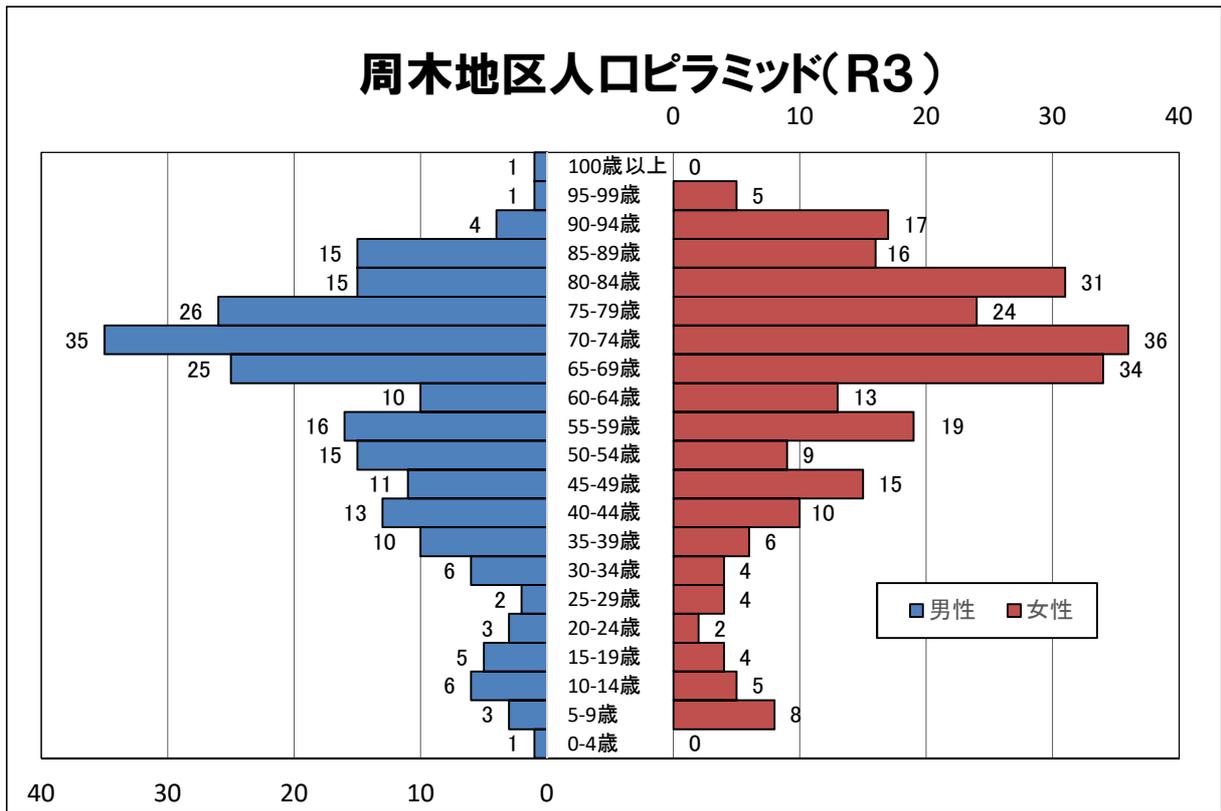
周木地区は令和3年3月31日現在で人口485人となっており、昭和55年を100%とすると、25年前の平成3年で84.8%、15年前の平成13年で69.9%、10年前の平成23年で54.6%、平成28年では46.1%、令和3年には41.1%まで減少してきています。総人口の性別内訳は、男性が223人(46.0%)、女性が262人(54.0%)となっています。

周木地区人口統計表

年齢／年	昭和55年	平成3年	平成13年	平成23年	平成28年	令和3年
0～9歳	205	97	47	26	17	12
10～19歳	190	176	83	38	20	20
20～29歳	138	81	83	39	21	11
30～39歳	172	95	66	53	38	26
40～49歳	155	158	91	66	53	49
50～59歳	156	146	150	94	64	59
60～69歳	86	141	134	136	134	82
70～79歳	49	74	117	109	103	121
80～89歳	28	30	47	73	79	77
90～99歳	2	4	8	11	15	27
100歳以上	0	0	0	0	0	1
合計	1,181人	1,002人	826人	645人	544人	485人

※資料 住民基本台帳

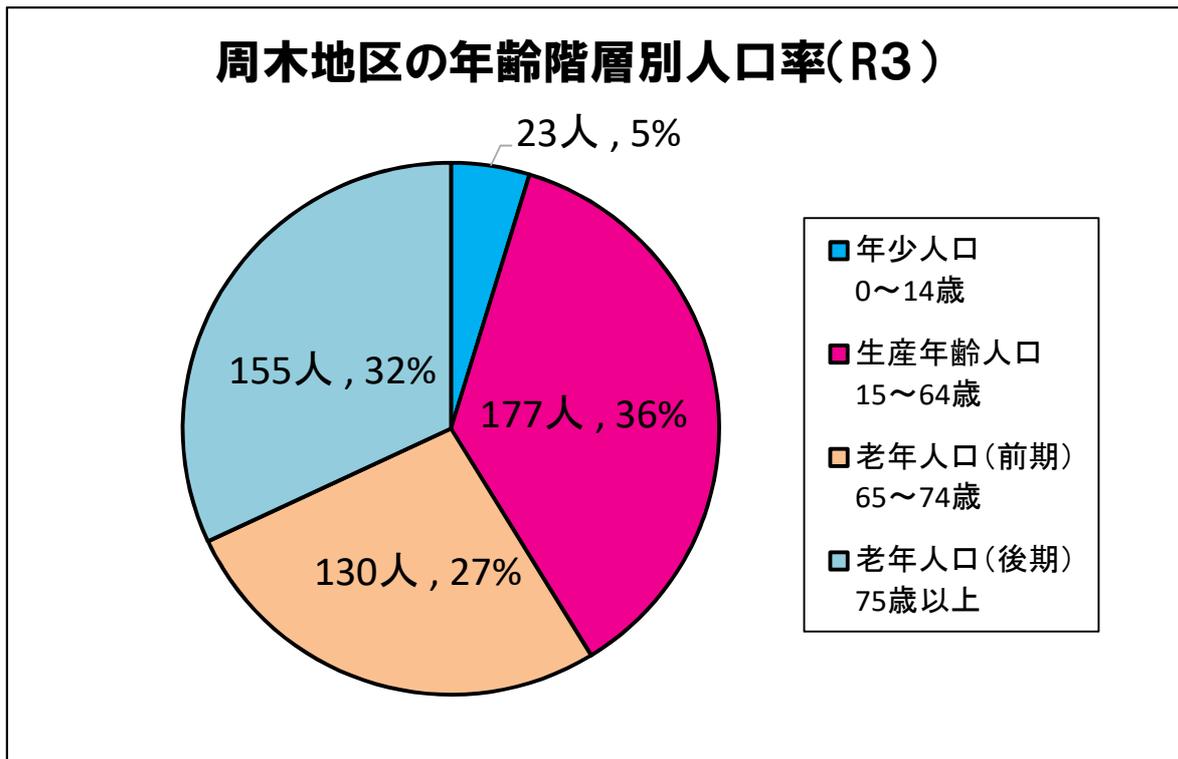


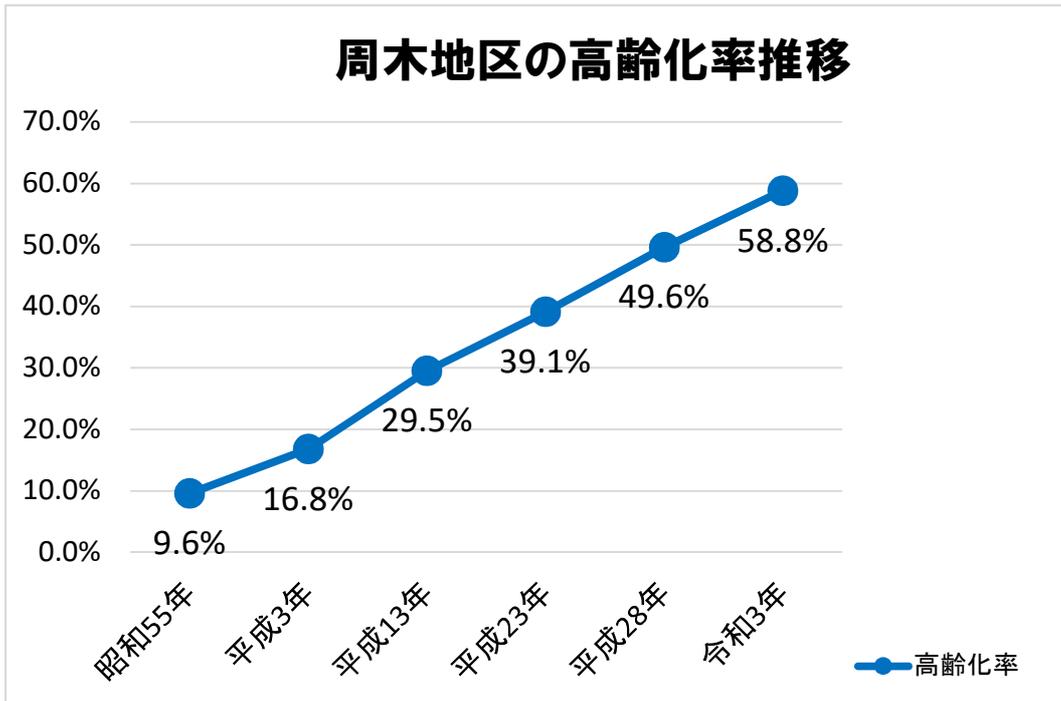


※資料 住民基本台帳(R3.3.31現在)

周木地区の年齢階層別人口を見ると、年少人口(14歳以下)が23人(4.7%)、生産年齢人口(15歳～64歳)が177人(36.5%)、老年人口(65歳以上)が285人(58.8%)となっています。

高齢化率の推移を見ると、昭和55年が9.6%、平成3年で16.8%、平成13年で29.5%、平成23年では39.1%、平成28年では49.6%、令和3年には58.8%まで上昇しています。(※令和4年12月末…59.5%)





周木地区における少子高齢化・過疎化は年々顕著になってきており、今後もますます人口減少が進むことが予測され、地域行事をはじめ様々なコミュニティ活動、地域づくり活動に影響を及ぼすことが懸念されます。



(3) 産業

地域の産業は、昔も今も農業と漁業が中心となっています。昭和20年代から30年代にかけて大型船によるサバ漁が盛んに行われ、大きな収入を得ていました。段々畑で大規模に芋を作ったり、水田での稲作を行ったり、養豚、養蚕などが行われていた時代もありましたが、今ではこれらは行われなくなってしまいました。

現在は、農業、漁業、養殖業、縫製業などが地域の産業となっています。農業では主にみかんをはじめとする柑橘類の生産、養殖業では鯛やヒラメの養殖が行われています。縫製業については、外国からの職業研修生を受け入れるなどして地域の産業が支えられています。

しかし、地域でこれらの産業に携わっている人口はそれほど多くはなく、農業、漁業は高齢者が中心であり、多くの住民が地域外の職場へ働きに出ているのが現状です。



(4) 年中行事・伝統行事

周木地区では様々な行事が実施されていますが、地域の主要な行事として主に9の行事が行われています。中には規模を縮小して継続しているものもありますが、どれも古くから継承されている行事ばかりです。少子高齢化等により、将来的には継続できるかどうか心配される行事もありますが、地域住民の知恵と協力により、これらの行事を後世へ伝えることが、地域の活性化へもつながるものと考えています。

7月	祇園祭	11月	勤労感謝の日
8月	盆施餓鬼 盆踊り	1月	安全祈願祭
9月	敬老会	2月	祈年祭
10月	秋祭り	3月	御伊勢踊り



(5) 歴史・文化

地域に残る文化財等に、「ニホンカワウソ」と「きそん節・高松踊り」があります。

ニホンカワウソについては、昭和40年5月12日に国指定記念物(天然記念物)に指定されています。昭和38年10月、愛媛県による調査が行われ、須崎、巴理島(びりしま)一帯がニホンカワウソの特別保護地区として指定され、現在も継続されていますが、生息は確認されていません。地域の古老の話によると、昔はニホンカワウソの姿を頻繁に見ることができたようです。



きそん節・高松踊りについては、平成12年12月14日に市の無形民俗文化財に指定されています。月遅れの盆日の8月15日の夜、子どもから大人まで多くの住民によって地区の広場で踊られ、その踊りは古くから伝わる本来の踊りを受け継いでいます。

周木地区の歴史の中で、地域に一番活気があったのがサバ船が栄えた頃です。昭和20年代にサバ撥釣りの新漁法の導入によりサバ漁が盛んに行われ、昭和30年代初めにかけて船の大型化(鋼船)、好景気・豊漁が続いたことによりサバ船ブームとなりました。仕事は厳しいが驚くほどの収入が得られ、親子、兄弟が船に乗っていると家の改築もすぐできるといわれ、サバ船が帰港した時の地域の活気や盛り上がりはすごいものがありました。当時、地区の男性の多くがサバ船に乗ったため、地域は女性と子どもによって支えられ、女性消防団があったり、中学生も地元の漁業に携わったりしていました。

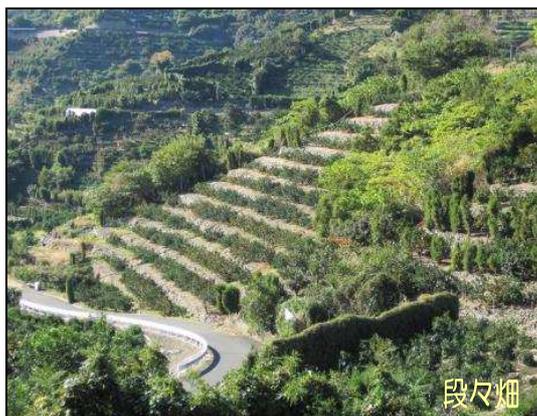


(6) 自然景観・名所

地域には、巴理島(びりしま)、須崎などの自然があり、巴理島は地域づくり組織の名称にも使われるような地域のシンボリックな島です。須崎については、船の安全と漁業の繁栄を祈る観音像が設置されており、晴れた日には遠く九州まで一望できる景勝地であるとともに、須崎の地形が観音様の寝姿に見えることから寝観音と呼ばれています。さらに、一帯は須崎園地として公園になっており、四季折々の美しい自然が人々の目を楽しませるほか、平成25年9月に西予市が「四国西予ジオパーク」として日本ジオパーク委員会により認定され、この須崎海岸についてもジオポイントの1つとなっており、海岸近くでは縦に走る珍しい太古の地層を見ることができます。



美しい宇和海には、周木海水浴場、池の浦海水浴場の2つの海水浴場があり、地域住民はもちろん市外からも海水浴客が訪れるほか、スキューバダイビング、ウインドサーフィン、キャンプを行う人の姿も見られます。山に目を向けると、先人たちが急傾斜地を切り開いて築いた石垣の段々畑がみられ、柑橘の収穫時期には鮮やかな黄色やオレンジ色に染まります。



周木地区マップ



3. 地域の課題

周木地区における現在及び将来予測されそうな課題については、以下のようなことが挙げられます。その中でも人口の急速な減少と少子高齢化により、現在行われている地域活動や祭事が維持・継続できるかが将来に向けた大きな課題となっています。

また、平成10年の周木保育園閉園に続き、平成26年4月には周木小学校が統廃合され、地域に学校がなくなったことで住民と子どもたちのふれあう機会が減ったり、地域に子どもたちの声が響かなくなることで地域自体に活気がなくなったのではないかと心配されています。

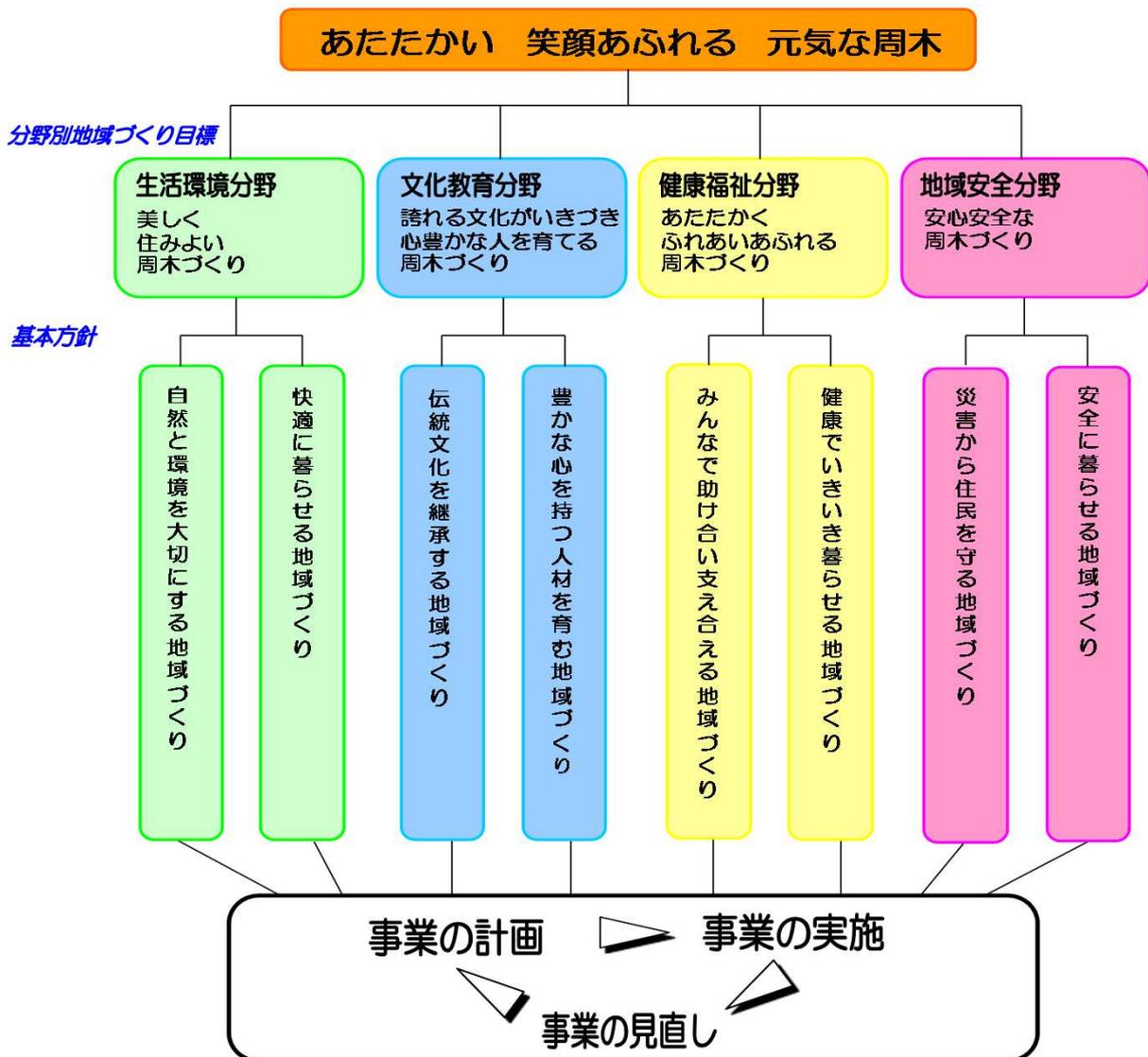
これらの課題の中には、地域だけでは解決が難しいものもありますが、地域でできる取り組みを考え、地域住民みんなで実行し、難しいことについては行政等との連携・協働により課題解決へつなげる必要があります。

現在及び将来の課題

- 過疎化
- 少子高齢化
- 近くに若者が働ける場がない
- 空き家の増加
- 買い物弱者、交通弱者への対応
- 農業、水産業の低迷による影響
- 耕作放棄地の増加
- 有害鳥獣による農作物被害
- 旧周木小学校跡地の有効活用
- 診療所の存続
- 災害時避難体制の確立
- 災害時避難場所への資機材や備蓄品の整備

4. 地域づくり目標・基本方針・各事業計画

地域づくり目標（キャッチフレーズ）



周木地域 地域づくり目標

あたたかい 笑顔あふれる 元気な周木

周木地区の住民みんなが、現在及び将来予測される地域の問題・課題を共有して、地域の将来像を真剣に考え、みんなの知恵と協力によって、個人や地域で解決できることをひとつひとつ解決し、10年後、20年後も周木が活気と魅力にあふれる住みよいところで、みんなが笑顔で生活できる地域づくりを目指します。

【分野別地域づくり目標】

美しく 住みよい 周木づくり

【基本方針】

○自然と環境を大切にする地域づくり

○快適に暮らせる地域づくり

【主な事業内容】

○生活環境の向上、地域環境の保全、美化推進、公共的な
施設等の維持・修繕に関すること

【分野別地域づくり目標】

誇れる文化がいきづき

心豊かな人を育てる 周木づくり

【基本方針】

- 伝統文化を継承する地域づくり
- 豊かな心を持つ人材を育む地域づくり

【主な事業内容】

- 青少年健全育成、生涯学習、文化、伝統、芸術等の振興、
リーダーの育成に関すること

分野別事業計画

分野	目標	基本方針	事業内容	実施時期						備考	
		事業名		R5	R6	R7	R8	R9	R10以降		
文化教育	誇れる文化がいまつき 心豊かな人を育てる 周木づくり	伝統文化を継承する地域づくり									
		伝統文化継承事業	地域で誇りと愛着を持って実施されてきた伝統文化について、次世代へ継承するための活動及び後継者・指導者の育成や用具の整備等を実施する。	←						→	
		豊かな心を持つ人材を育む地域づくり									
		周木っ子育成事業	子どもたちが、芸術・文化・スポーツ等にふれる機会をつくることで、心身共に健全な子どもを育成する。地域の歴史を学び、地域のイベントや行事に参加することで郷土愛を育む。	←						→	
		地域リーダー育成事業	地域の中心となり、地域の明るい未来を創造できるリーダーとなれる人材を育成する。	←						→	

【分野別地域づくり目標】

あたたかく ふれあひあふれる 周木づくり

【基本方針】

○みんなで助け合い支え合える地域づくり

○健康でいきいき暮らせる地域づくり

【主な事業内容】

○住民間の絆づくり、健康づくり、生きがいづくり、子育て、
地域福祉支援等に関すること

分野別事業計画

分野	目標	基本方針	事業内容	実施時期						備考	
		事業名		R5	R6	R7	R8	R9	R10以降		
健康福祉	あたたかく ふれあいあふれる 周木づくり	みんなで助け合い支え合える地域づくり									
		地域ふれあい事業	少子高齢化の進行により、子どもとふれあう機会、多様な世代が交流する機会が失われないようにイベント等を実施する。	←						→	
		移住交流促進事業	地域の魅力を発信し、関係者人口の増加や将来の移住定住につながる活動を実施する。利活用可能な施設や空き家を整備するなど、受け入れ側としての環境を整える。	←						→	
		健康でいきいき暮らせる地域づくり									
		高齢者いきいき事業	高齢化により増加している独居老人や高齢者世帯を対象に、生きがいつくりにつながるような各種教室やイベント等を実施する。	←						→	
		健康づくり推進事業	健康保持、体力づくり等を目的に地域住民の誰もが気軽に運動に親しむことができ、健康に対する意識向上と自己の健康管理を適切に行うことを推進する。	←						→	

【分野別地域づくり目標】

安心安全な 周木づくり

【基本方針】

○災害から住民を守る地域づくり

○安全に暮らせる地域づくり

【主な事業内容】

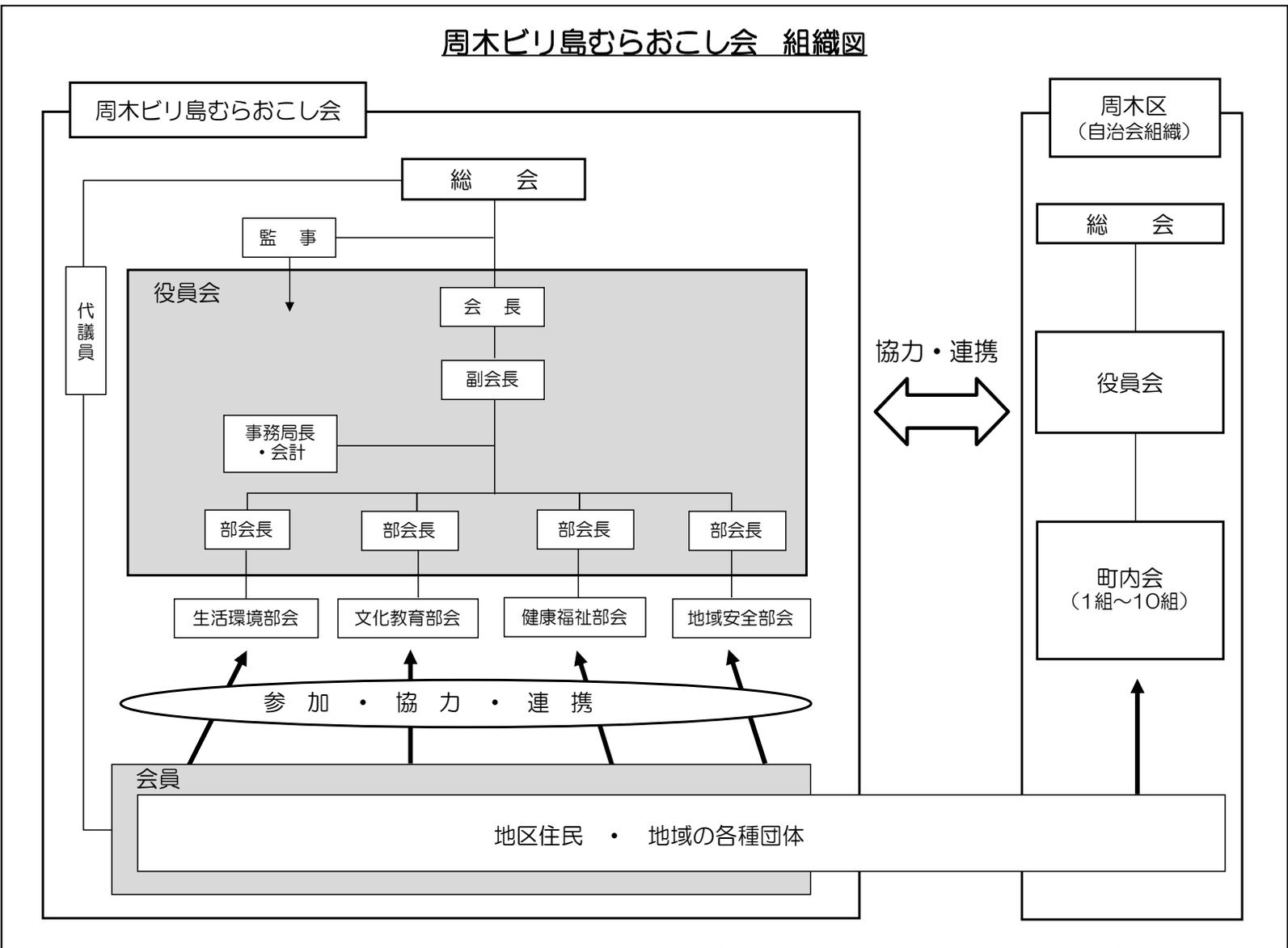
○防災、交通安全、防犯等に関すること

分野別事業計画

分野	目標	基本方針	事業内容	実施時期						備考	
		事業名		R5	R6	R7	R8	R9	R10以降		
地域安全	安心安全な 周木づくり	災害から住民を守る地域づくり									
		自然災害対策事業	地震、津波、豪雨等の自然災害で避難の必要が生じた場合に備え、避難所へ防災用資機材や非常用備蓄品を整備する。	←						→	自主防災組織の取り組みと連携して実施
		避難体制整備事業	自主防災組織や消防団と連携して、住民が速やかに避難できる体制づくりと災害に備えた避難訓練を実施する。	←						→	自主防災組織の取り組みと連携して実施
		安全に暮らせる地域づくり									
		空き家対策事業	地域にある空き家の状況を把握し、利活用の可能性や危険空き家への対応を検討する。	←						→	
		街灯整備事業	夜間の安全確保と防犯のため、街灯の設置や維持修繕（LED化）を実施する。	←						→	自治会組織の取り組みと連携して実施

5. 組織体制

周木地区では、地域づくり組織と自治会組織は別組織とし、地域における互いの役割や目的を理解し、それぞれの特性を生かして活動しますが、共通の課題に対してはお互いに協力・連携しながら両輪となって地域を支えます。



周木ビリ島むらおこし会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「周木ビリ島むらおこし会」(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長が指定した場所に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、旧周木小学校区地域とする。

(目的)

第4条 本会は、地域住民が自ら地域の将来像を考え、その実現に向けて行動すると共に、地域が抱える課題を克服し、地域への愛着と誇りを持って、生き生きと安心して暮らせる住みよい地域を創造するため、周木地域 地域づくり計画(以下「地域づくり計画」という。)を策定し、この計画に基づく地域づくり活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (2) 地域づくり計画の策定・実践・評価に関すること。
- (3) 関係機関及び行政との連携協働に関すること。
- (4) その他第4条の目的達成に関すること。

第2章 会員、組織及び役員

(会員)

第6条 本会は、次の各号に掲げる者を会員とする。

- (1) 旧周木小学校区に在住する全住民
- (2) 本会の目的に賛同する個人、団体等

(組織)

第7条 本会は、総会、役員会、部会からなる。

- 2 総会は、代議員をもって構成する。
- 3 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、監事、部会長をもって構成する。
- 4 部会は、部会長、副部会長、部会員をもって構成する。

(代議員)

第8条 代議員は、周木区役員等及び地区内の各団体から30人程度を選出する。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は1年とするが、再任は妨げない。

- 2 補欠代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第10条 会員の中から、次に掲げる各号の役員を選出する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人
- (6) 部会長 各部会 1人

2 会長、副会長、事務局長、会計、監事は、総会において選考し、総会において承認する。

3 各部会長は、会長が指名し、総会において承認する。

(役員の仕事)

第11条 本会の役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会会長の指示により本会の事務全般を処理する。
- (4) 会計は、本会の出納経理事務を処理し、預金通帳その他必要な書類を保管する。
- (5) 監事は、本会会計及び事業運営全般を監査する。
- (6) 部会長は、本会会長の指示によりそれぞれの分野別課題を処理する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は1年とするが、再任は妨げない。

2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第13条 役員仕事の額は、別表に掲げるとおりとする。

(部会)

第14条 本会は、第4条の目的達成のため、以下の部会を設置し、事業計画の積極的な推進にあたり、第7条第4項に掲げる部会員を置く。

- (1) 生活環境部会
- (2) 文化教育部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 地域安全部会

第3章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は、総会、役員会、部会会議とする。

(総会)

第16条 総会は、本会の最高決定機関であり、毎年1回、定期総会を開催する。

- 2 総会は、事業計画及び報告、予算及び決算、規約の改廃、役員承認その他重要事項を審議し、決定する。
- 3 会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席した代議員のうちから選任する。
- 5 総会は、構成員の半数以上の出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(役員会)

第17条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は、総会の総意に基づき本会の運営にあたる。

(部会会議)

第18条 部会会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会会議は、各種事業の企画・運営にあたる。

第4章 会計

(会計)

第19条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 収入は、交付金、負担金、その他収入とする。

第5章 会計監査

(監査及び報告)

第20条 監事は、総会開催前に監査を行い、総会に結果報告する。

- 2 本会の運営及び活動に対する業務審査を厳正に行う。

雑則

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成23年5月26日から施行する。

この規約は、平成27年3月22日から施行する。

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

この規約は、令和4年3月21日から施行する。

別 表

周木ビリ島むらおこし会 役員報酬

役 職 名	金 額
会 長	25,000 円
副 会 長	13,000 円
事 務 局 長	13,000 円
会 計	※地域任用職員兼務
部 会 長	8,000 円
監 事	8,000 円



巴理島と周木地区集落

表紙の言葉について…

地域住民の皆さまへ「周木ビリ島むらおこし会」の目標や将来像を言葉にしたキャッチフレーズを募集しました。

応募の中から「あたたかい笑顔あふれる 元気な周木」が周木地域の地域づくり目標（キャッチフレーズ）となりました。

表紙の写真について…

平成元年にテント生地に須崎・巴理島・周木漁港の様子が描かれた絵で、敬老会での演芸等出し物の舞台背景として活用されています。

周木ビリ島むらおこし会SNSについて…

周木で行っている活動やイベント、周木の風景などを配信し、出身者が懐かしんだり、周木を知らない人に興味を持っていただくために各種SNSを運用しています。

【📱QRコード参照】



すべてのSNSに
繋がるQRコード



周木ビリ島むらおこし会

TEL/FAX:0894-21-4489

E-mail:s-birishima@me.pikara.ne.jp